

# 木津川市ボランティアセンター登録審査ガイドライン

木津川市ボランティアセンター設置要綱第8条第3項に「個人及びボランティアグループの登録の可否については、運営委員で協議し委員会が決定する」とあり、今後新規登録申請があった場合の審議に資する為下記のガイドラインを設ける。

## 【個人登録】

- ・随時登録可
- ・有効期間は、4月～翌年3月末まで。年度終了時再度、登録お願ひいたします。  
(年度途中の登録も可)
- ・個人登録された方には、ボランティア活動を紹介させていただきます。
- ・ボランティア登録できない方・・・・
  - ① 営利を目的とする活動をされる方。
  - ② 宗教活動、政治活動や選挙活動を主たる目的とされる方。
  - ③ 暴力団又は、その統制下にある方。
  - ④ 法令、公序良俗に反する又は反するであろう方。
  - ⑤ PTAとしてのみの活動をされる方。
  - ⑥ 自治会としてのみの活動をされる方。
  - ⑦ その他ボランティア活動以外のことをされる方。
  - ⑧ 運営委員長が活動を不適切とみなされた方。

## 【グループ登録】

登録されたグループには下記の活動をお願いまたは、活動を支援いたします。

- ① 市ボランティアセンターの備品・部屋の貸出し。
- ② 総会・研修会・交流会等の参加。
- ③ 助成金情報の相談・提供。
- ④ グループの情報発信の支援。
- ⑤ ボランティアガイドへの登録。
- ⑥ 社協等事業における啓発活動の協力。
- ⑦ ボランティア活動保険の受付・情報提供。一部負担。
- ⑧ ボランティアフェスティバルにおける協力。

### ◆登録できるグループ

グループの構成員が2人以上でおおむね半数以上が市内居住者。

法人格を有していない任意のグループ（NPO法人は除きます）。

社会福祉分野のボランティア活動を行うグループとします。

ボランティアグループとして、3ヶ月以上木津川市内で活動実績があること。

それ以外の場合、運営委員長が認めたグループ。

・ボランティア登録できない方・・・・

- ① 営利を目的とする活動をされる方。
- ② 宗教活動、政治活動や選挙活動を主たる目的とされる方。
- ③ 暴力団又は、その統制下にある方。
- ④ 法令、公序良俗に反する又は反するであろう方。
- ⑤ PTAとしてのみの活動をされる方。
- ⑥ 自治会としてのみの活動をされる方。
- ⑦ その他ボランティア活動以外のことをされる方。
- ⑧ 運営委員長が活動を不適切とみなされた方。
- ⑨ 2019年4月以降“ふれあいサロン活動”のサロン登録をしたグループ

◆新規登録の受付期間

受付期間は、4月～6月末と9月～11月末の年2回です。

4月～6月末までに申請されたグループは9月に、9月～11月末までに申請されたグループは2月に決定の合否を通知させて頂きます。

◆登録継続と退会

毎年登録を受け付けます。グループ員の名簿（氏名、住所、電話番号、年齢等、ボランティア保険の一部負担の可否）、助成金を受けられるグループは、新年度の活動計画、予算、助成金を受けられたグループは前年度の活動実績、決算を提出お願いいたします。

解散されるグループは、代表者から退会をお知らせください。

2019年2月27日改正